

資料 3-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 4 年 3 月 24 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

算定を誤りやすい加算について

事業所より多く問い合わせがある、または、算定方法を誤りやすい加算についてご紹介いたします。

【目次】

- 1 共同生活援助における夜間支援等体制加算の対象者数について
- 2 食事提供体制加算について【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）】
- 3 障害福祉サービスの体験利用支援加算について【療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）】
- 4 生活介護の重度障害者支援加算について
- 5 就労移行支援体制加算の就労定着者数について【生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）】

1 共同生活援助における夜間支援等体制加算の対象者数について

共同生活援助（グループホーム）については、夜間の連絡・支援体制の確保を評価する「夜間支援等体制加算」が設けられています。特に、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤（加算Ⅰ）又は宿直（加算Ⅱ）を行う夜間支援従事者を配置している場合、夜間支援対象利用者の人数に応じて、所定の単位数を算定することになっています。（夜間従事者は指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の従事者となりますので、勤務形態一覧表の記載方法につきましては、それぞれ職種で分けて記載をしてください。）

この「夜間支援対象利用者数」に関して、その算定の方法に誤りが散見されますので、改めて、下記の注意事項をよくご理解いただき、正しく届出及び請求を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（１）加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定します。

1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、夜間支援対象利用者の数を按分して算定するものとします。

また、「夜勤」の場合は「夜間支援等体制加算（Ⅰ）」、「宿直」の場合は「夜間支援等体制加算（Ⅱ）」を算定します。

（２）夜間支援対象利用者の数とは

夜間支援対象利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、「前年度の平均利用者数」の計算方法に準じて算定するものとします。前年度の平均利用者数の算定にあたって小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四

捨五入してください。

※前年度の平均利用者数については、体制等に係る届出書の中の「(参考様式2) 共同生活援助に係る配置職員数算出シート」で算出することが可能です。

実際の入居者数や支援を要する入居者の人数で請求されることが多いので、間違えないようご注意ください。

(3) 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数とは

各住居についての利用者数を算出したら、体制等に係る届出書の中の「(別紙20) (共同生活援助) 夜間支援等体制加算届出書」により、夜間支援従事者の体制を確認します。

ア 1つの住居に1人ずつ夜間支援従事者を配置する例

共同生活住居名	夜間支援の対象者数(人)	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数(人)		
		夜間従事者①	夜間従事者②	夜間従事者③
Aホーム	4	4		
Bホーム	2		2	
Cホーム	6			6
合計	12	4	2	6

上記の場合、加算Ⅰ(夜勤)を算定する場合、Aホームが対象人数4人、Bホームが対象人数2人以下、Cホームが対象人数6人となります。

※加算Ⅱ(宿直)の場合、利用数は「4人以下」が最小です。

なお、この表でいう「夜間従事者」は特定の個人を指すのではなく、別々の日に異なる者が支援を行うといったように、従事者①が複数の個人である場合もあります。また、1人の夜間支援従事者が1か所の住居内で夜間支援を行う場合は30人が上限です。

イ 複数の住居の利用者を1人の夜間支援従事者が支援する例

共同生活住居名	夜間支援の対象者数(人)	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数(人)		
		夜間従事者①	夜間従事者②	夜間従事者③
Aホーム	4	4		
Bホーム	2		2	
Cホーム	6		6	
合計	12	4	8	

上記の場合、Aホームが対象人数4人、BホームとCホームともに対象人数は8人となります。

ウ 1つの住居に複数人の夜間支援従事者を配置する例

1か所の共同生活援助住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、当該共同生活援助住居に入居している利用者数(前年度の利用者数)を按分して算定します。また、これらの計算の過程において、小数点以下の端

数が生じる場合については、小数点第一位を四捨五入します。

共同生活住居名	夜間支援の対象者数（人）	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数（人）		
		夜間従事者①	夜間従事者②	夜間従事者③
Aホーム	4	2	2	
Bホーム	2		2	
Cホーム	6			6
合計	12	2	4	6

Aホームについて従事者①と従事者②の2人で夜間支援を行う場合は、それぞれの従事者が実際に支援を行う利用者数に応じて、利用者数を按分して算定します。

仮に、Aホームにおいて実際の支援を行う利用者数が、従事者①は3人、従事者②は2人、計5人を支援するとした場合、

従事者①：3人／5人（実際に支援を行う利用者数）×4人（対象者数）＝2.4 ≒ 2人

従事者②：2人／5人（実際に支援を行う利用者数）×4人（対象者数）＝1.6 ≒ 2人

上記の場合、Aホームは、2人の夜間支援従事者（従事者①と従事者②）が支援を行うので、従事者①が実際に支援する3人の利用者について算定する単位数は「2人以下」の区分を、従事者②が実際に支援する2人の利用者算定する単位数はAホームの利用者2人とBホームの利用者2人を合計するため、「4人」の区分を適用します。

同様に、Bホームについては、従事者②がAホームの2人と併せて支援を行うため、Bホームに入居する利用者について算定する単位数は「4人」の区分を適用します。

上記の場合、Aホーム・・・2人以下、4人 Bホーム・・・4人 Cホーム・・・6人が対象人数となります。

2 食事提供体制加算について

【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）】

日中系サービス事業所については、低所得等の利用者に対して食事を提供できる体制を整えている事業所に対し、「食事提供体制加算」が設けられています。この加算の要件に対し、誤りが散見されますので、改めて、下記の注意事項をよくご理解いただき、正しく届出及び請求を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（1）要件

原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものとなっておりますが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供す

るもの又はクックサーブにより提供するものに限り、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められます。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象となりません。

(2) 誤った事例

ア 市販の弁当を購入して食事提供した日について、食事提供体制を算定していた。

市販の弁当や出前の弁当は食事提供体制の算定対象外です。

イ 調理員の勤務時間について、兼務している直接処遇職員と区別していなかった。

事業所内の調理室を使用して直接処遇職員（職業指導員又は生活支援員）が調理して食事を提供する場合、調理員として勤務する時間は指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含めることができません。

ウ 利用者と一緒に調理した食事を提供した日に、食事提供体制を算定していた。

食事は、調理員が調理した食事を提供してください。利用者と一緒に調理した食事を提供した場合は、算定不可となります。

3 障害福祉サービスの体験利用支援加算について

【療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）】

日中系サービス事業所については、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援をする場合において、「障害福祉サービスの体験利用支援加算」が設けられています。この加算に対し、内容についての質問を多くいただきますので、改めて、要件を周知いたします。

(1) 要件について

指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援をする場合において、指定障害者支援施設などに置くべき従事者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容を記録した場合に、算定することが可能です。

① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

(例) A障害者支援施設（日中は生活介護を提供）の入所者Bさんが、C一般相談支援事業所の支援を受けて、D生活介護事業所を体験利用する場合

- ・ A障害者支援施設が「障害福祉サービスの体験利用支援加算」を算定。
- ・ C一般相談支援事業所が「障害福祉サービスの体験利用支援加算」を算定。
- ・ D生活介護事業所はC一般相談支援事業所から委託料などの形で体験利用に係る費用を受け取る。

(2) よくある質問

Q これからサービスの体験利用を行う方がいますが、体験者を受け入れる事業所が「障害福祉サービスの体験利用支援加算」を算定することは可能ですか。

A 要件に該当しないため、算定することはできません。

4 生活介護の重度障害者支援加算について

生活介護において、令和3年4月の報酬改定により、「重度障害者支援加算」の対象要件の見直しが行われましたので、改めて、要件を周知いたします。

(1) 重度障害者支援加算Ⅰについて ※重度障害者支援加算Ⅱとは併給不可。

重度心身障害者が2名以上利用している指定生活介護事業所のうち、人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、当該加算の要件になる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合、算定可能です。指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算することが可能です。

※重症心身障害者かどうかについては、受給者証の特記事項に記載されますので、確認をお願いいたします。

(2) 重度障害者支援加算Ⅱについて ※重度障害者支援加算Ⅰとは併給不可。

ア 体制の評価

強度行動障害者支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従事者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という)により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨の届出をしております。かつ支援計画シートを作成している場合、利用者全員に対して加算算定が可能です。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定不可。

なお、体制の評価として配置すべき実践研修修了者については、サービス管理責任者が実践研修を修了し適切な支援計画シート等の作成を行う場合、指定基準上配置すべき職員に加えて配置する必要はありません。また、この場合、サービス管理責任者の本来業務として、個別支援計画作成の一環として行うことになるので、常勤専従義務に反するものではありません。

※加算の対象者かどうかについては、受給者証に「生活介護加算重度障害者支援」と記載されているかご確認ください。

イ 個別の評価

利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下「基礎研修修了者」という)を配置するとともに、実践研修修了者の作成したシート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合算定可能となります。

※基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで。

※適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要があり、その時間については指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含むことはできません。

※指定障害福祉サービス基準に規定する人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員に加えて、個別に支援する基礎研修修了者を少なくとも1名追加で配置することが必要となる。

なお、強度行動障害を有する者5人につき基礎研修修了者1人を配置することとなっていますが、この場合必要となる基礎研修修了者の人数算出に当たっては、追加で配置された従事者に限らず、人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員を合わせた数により算出します。例えば、強度行動障害を有する者が15人で重度障害者支援加算を算定する場合、3人の基礎研修修了者が必要となりますが、必ずしもこの3人すべてを追加で配置する必要はなく、1名を追加で配置することで要件を満たします。

また、基礎研修修了者については、1日4時間程度従事することを求められていますが、追加で配置された1人の従事者を除き、人員基準及び人員配置体制加算により求められる常勤換算の時間数を含めて4時間以上従事していればよいです。つまり、行動障害を有する利用者（加算該当の利用者）が15人おり、3人の基礎研修修了者が個別の支援に入り重度障害者支援加算を算定する場合、1人の基礎研修修了者を加配（1日あたり4時間分）とすれば、加算該当の利用者15人分の加算算定が可能となります。他の2人の基礎研修修了者は加配ではなく、人員基準や人員配置体制加算により求められる常勤換算数に含めてもよいです（ただし、加算を算定する場合にはその従業者も1日あたり4時間以上の勤務が必要）。

※加配の基礎研修修了者がいない日は加算の算定ができないことに留意すること。

5 就労移行支援体制加算の就労定着者数について

【生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）】

生活介護、自立訓練、就労継続支援事業所については、そのサービスを経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着数」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する「就労移行支援体制加算」が設けられています。この加算に対し、内容についての質問を多くいただきますので、改めて、要件を周知いたします。

（1） 就労定着者について

生活介護、自立訓練、就労継続支援事業所の利用を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者となっています。なお、「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者のことであり、例えば、令和3年10月1日に就職した者は、令和4年3月31日に6月に達した者となります。

（例）

- ・ 令和2年10月2日～令和3年10月1日の期間中に就職し、企業等での雇用継続期間が6月に達した人数⇒令和4年度の就労定着数でカウント
- ・ 令和3年10月2日～令和4年10月1日の期間中に就職し、企業等での雇用継続期間が6月に達した人数⇒令和5年度の就労定着数でカウント

（2） よくある質問

Q 復職者は一般就労へ移行した者として含めることは可能ですか。

A 一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条

件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えないこととしています。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

このため、生活介護、自立訓練又は就労継続支援についても、復職のための支給決定を行い、当該利用者がこれらの障害福祉サービスの利用した後に復職をした場合には、一般就労への移行者に含めることができます。なお、復職のために、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、復職した障害者についても一般就労への移行者とすることから、復職して就労を継続している期間が6月に達した障害者は、就労定着支援を利用することが可能です。

Q 施設外支援でトライアル雇用をしている場合、その期間も雇用継続期間に含めることは可能ですか。

A トライアル雇用（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコースのみ）については、一定の要件を満たす場合は、施設外支援の対象とする場合は、雇用契約を結んで働いているとはいえ、施設外支援として就労移行支援や就労継続支援の利用者であり、サービスが終了していないことから、一般就労への移行者として取り扱わないこととします。

Q 就労を継続している期間が6月に達した者の数が転職して就労が継続している場合も就労定着者として取り扱うことは可能か。

A 生活介護、自立訓練又は就労継続支援サービスを受けた後就労し、労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して就労を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱うことが可能です。